

加古川市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

令和5年11月15日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次のアからウまでに掲げる施設のうち市内に所在するものをいう。
ただし、市が設置する施設を除く。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等の事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

(2) 保育士等 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を取得した者であって、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として事業者には雇用されたものをいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表のとおりとする。

(補助の対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は、保育所等を経営する者（以下「補助対象事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象事業者が借り上げている保育士等宿舍（以下「補助対象施設」という。）を有すること

(2) 当該補助事業者が雇用した保育士等（以下「補助対象保育士」という。）を前号の補助対象施設に居住させていること。

（補助対象施設の要件）

第5条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるために補助対象事業者が借り上げている居住用の家屋とする。ただし、補助対象事業者、補助対象事業者の役員、補助対象事業者の従業員、補助対象事業者の親族及びその他利害関係者が所有する施設を除く。

（補助対象保育士の要件）

第6条 補助対象保育士は、補助対象事業者の経営する保育所等に勤務する保育士等であって、補助対象施設に入居している者のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

(1) 補助対象事業者との雇用契約において、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1箇月につき20日以上と定められていること（1週間につき5日以上勤務していると判断できる場合を含む。）。

(2) 補助対象事業者に雇用された日から起算して5年以内の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象保育士としないものとする。

(1) 保育所等の長、副園長又は教頭である場合

(2) 補助対象保育士又は同居者が住宅手当等を支給されている場合

(3) 過去にこの要綱又は加古川市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（令和2年11月24日こども部長決定）による補助を受けたことがあり、かつ、当該補助対象事業者の経営する保育所等を退職している場合

（補助金の交付の申請）

第7条 規則第5条第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象保育士一覧表

(2) 補助対象保育士の雇用証明書

(3) 補助対象保育士の保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し

(4) 補助対象保育士の住民票の写し

(5) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し

(6) 補助対象保育士負担額等確認書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

(1) 過去に補助金の交付を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において書類に記載のある内容に変更がないとき 前項第3号から第6号までに定める書類

(2) 過去に補助金の交付を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において書類に記載のある内容を公簿等により確認できる場合 前項第4号に定める書類

(補助金の交付条件)

第8条 規則第8条に規定する条件は、厚生労働省が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱の定めるところによるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 実績報告一覧表

(2) 実績報告一覧表 (別紙)

(3) 収支決算書

(4) 補助対象保育士の給与明細書又は給与台帳の写し

(5) 補助対象施設の借り上げに係る毎月の支払額が確認できるものの写し

(6) 補助対象保育士の雇用証明書

(7) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

(1) 第7条第1項の規定により提出した書類と同一の場合 前項第6号に定める書類

(2) 第7条第1項の規定により提出した書類と同一の場合又は同条第2項第1号に該当する場合 前項第7号に定める書類

(補助金の額の確定)

第10条 規則第15条の規定により確定した補助金の額が規則第7条により通知した額 (規則第13条第1項の規定により補助事業変更申請書を提出し、その承認を受けた

ときは、当該承認を受けた額）と同額であったときは、補助金等確定通知書による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助対象事業者は、補助対象保育士が補助対象期間中、補助対象施設に居住していたことが確認できる当該補助対象保育士の住民票の写し（補助対象期間終了日以降に発行のもの）を添付のうえ、補助金の交付を請求するものとする。ただし、公簿等により当該事実を確認することができる場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第12条 補助対象事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるとときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年11月15日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた規則第5条に規定する申請に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

補助金の種類	補助事業名	保育士等宿舎借り上げ支援事業
	性質	事業費補助
	目的	保育士等の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。
補助金の範囲	対象となる経費	補助対象施設借り上げに係る費用のうち次に掲げるもの ・ 賃借料 ・ 共益費及び管理費
補助金の補助率又は額	補助率	4 分の 3
	補助金の額	補助対象経費の合計金額と国庫補助基準額（1 人当たり月額55,000円）を比較して、低い方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。なお、補助対象事業者が補助対象保育士から補助対象経費の一部を徴収している場合は、補助対象経費の合計金額から徴収金額を控除した額と国庫補助基準額を比較して、低い方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。 ※補助対象期間が 1 箇月に満たない場合は、国庫補助基準額を当該月の日数で日割り計算した額と実際に支払った額を比較して、低い方の額を当該月の補助対象経費とする。 ※補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※1	円		
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他 (補助金返還相当額が分かる資料)		